大府市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

愛知県大府市議会議長 早 川 高 光

## 大府市議会規則第2号

大府市議会傍聴規則の一部を改正する規則

大府市議会傍聴規則(昭和48年大府市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「車いす席」を「車椅子席」に改める。

第3条第1項中「議会の議事」を「会議」に、「受け、係員の指示に従って静粛に傍聴しなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第4条中「傍聴券は、退出の際」を「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを」に改める。

第5条第1項第2号中「車いす席」を「車椅子席」に改め、同条第2項中「傍聴人が前項の」を「一般傍聴人が前項各号に掲げる」に、「以後の傍聴人の傍聴を拒絶する」を「傍聴券の交付を受けた者であってもその入場を制限する」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「入ることは」を「入ることが」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」を「刃物」に改め、同項第6号中「又は」を「、又は」に、「認められるものを持っている者」を「認められる者」に改め、同条第2項中「児童」を「小学生以下の児童」に改め、同条に次の1項を加える。

3 犬、猫、鳥その他動物の類を携行している者は、傍聴席に入ることができない。ただ し、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を同伴す る場合は、この限りでない。

第8条第1号中「対して」を「対し、」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 静粛を旨とし、騒ぎ立てないこと。

第8条第4号中「外とう、えり巻き」を「コート及びマフラー」に、「、ただし、病気」を「。ただし、傷病、身体の障がい」に改め、同条第8号中「用い、会議の妨害となるような行為をしない」を「携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じる」に改め、同条第9号中「その他議場」を「前各号に定めるもののほか、議場」に、「議事」を「会議」に改める。

第11条を第14条とする。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第13条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

(携帯電話、パーソナルコンピュータ等の使用の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において携帯電話又はパーソナルコンピュータの類を使用して はならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

- 第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。 (合理的な配慮を必要とする者への対応)
- 第12条 議長は、会議を傍聴しようとする者であって、傷病、身体の障がいその他の理由 により合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。
- 2 傍聴人は、議長から前項の対応のために協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。